

## 豊中市立コミュニティプラザ施設管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立コミュニティプラザ条例（平成7年豊中市条例第17号。以下「条例」という。）及び豊中市立コミュニティプラザ条例施行規則（平成7年豊中市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、豊中市立コミュニティプラザの管理、運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用承認の申込みの受付時間)

第2条 使用承認申込の受付時間は火曜日から日曜日（規則第2条第3項で定める休館日を除く。）の午前9時30分から午後7時まで（中豊島コミュニティプラザにあつては午後5時まで）とする。

(使用承認の申込み)

第3条 規則第3条第2項ただし書の規定により、別表第1の左欄の使用内容に該当する場合は、同表右欄に定める日から使用承認の受け付けをすることができる。

(使用料の減免)

第4条 条例第7条第2項の規定による減免は、当該事業又は行事が、地域住民を対象とした営利を目的としない公益的な活動であると教育委員会が認めた場合に行うものとする。

(有料使用の承認)

第5条 有料で使用する場合は承認は、使用承認書と納付書を交付する。

(使用料等の納付)

第6条 有料使用する当該使用料は、納付書により金融機関に納付する。

(使用承認の取消及び制限)

第7条 使用承認が確定したものであつても、特別な理由（気象警報の発令、災害の発生、その他の公共の用等）により使用承認を取り消すことができる。

(使用料の還付)

第8条 前条の承認の取り消しを行うときは、既納の使用料は還付する。

(使用承認書の提示義務)

第9条 使用承認を受けて使用するときは、使用者が入場する前に使用承認書及び有料で使用する場合は領収証書を提示しなければならない。

2 談話室の利用者は、受付簿に必要事項を記入の上、受付に提出しなければならない。

(使用者の制限)

第10条 使用者が小学生及び中学生以下だけのときは使用の承認をしない。ただし、保護者又はこれに代わる責任者が引率したときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第11条 使用者は、条例第9条に掲げるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1)承認を受けた時間内で準備及び後片付けを行うこと。
- (2)館内での禁煙を守ること。
- (3)酒気を帯びての入館又は館内での飲酒をしないこと。
- (4)談話室（個人使用施設）を専用使用しないこと。

(入場者の制限)

第12条 前条の規定に違反したものに対して、その入場を禁止し、又は退場させることができる。

(損害賠償)

第13条 使用者はコミュニティプラザの建物、付属物又は器具類を滅失し、又はき損した場合は、同等の代替物を提供し、又はその実費を賠償しなければならない。

(使用承認等の様式)

第14条 コミュニティプラザ使用申込書等の様式は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティプラザ使用申込書 第1号様式
- (2) コミュニティプラザ使用承認書 第2号様式
- (3) 納付書 第3号様式

(その他)

第15条 前条項のほか、必要事項が生じた場合は、教育長がこれを判断する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1

使 用 内 容	受 付 開 始 日
地域住民が中心となって形成されている組織が、公民分館活動及び社会福祉活動、自治会活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動等の地域活動のために使用する時	使用日の2月前 (ただし、該当日がコミュニティプラザの休館日に当たるときは、その前日)
豊中市教育委員会が必要と認めるとき	随 時